

告示

埼玉県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
入間第二用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修司	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	皆川善平	川越市豊田町二丁目二十一番地十一
同	山崎順一	同 大字北田島百四番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	安藤俊吾	日高市大字高萩二百六十三番地
同	金子健	同 大字大谷沢三百二十四番地
同	岸進	狭山市広瀬一丁目十一番十号
同	沼寄正次	同 柏原千六百六十七番地
同	小岩井義則	日高市大字中鹿山三百六十六番地
同	栗原豊	川越市大字北田島七十八番地
同	梶川政夫	飯能市大字芦荻場七百二十一番地
同	駒井秀治	日高市大字原宿三百六十一番地十五
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	齊藤修司	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	皆川善平	川越市豊田町二丁目二十一番地十一
同	山崎順一	同 大字北田島百四番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	安藤俊吾	日高市大字高萩二百六十三番地
同	金子健	同 大字大谷沢三百二十四番地
同	岸進	狭山市広瀬一丁目十一番十号
同	沼寄正次	同 柏原千六百六十七番地
同	小岩井義則	日高市大字中鹿山三百六十六番地
同	栗原豊	川越市大字北田島七十八番地
同	梶川政夫	飯能市大字芦荻場七百二十一番地
同	駒井秀治	日高市大字原宿三百六十一番地十五

監事 駒 井 秀 治 埼玉県日高市大字原宿三百六十一番地十五